

第 3 号議案

亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年亀岡市条例第 33 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 6 月 4 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年亀岡市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項第 4 号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有する者

第 11 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
要綱

- 1 放課後児童支援員の基礎資格として、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者で、市長が適当と認めたものを加えること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。